

令和 2 年 度 監 査 計 画

(令和 2 年 7 月 1 7 日決定)

千葉県監査委員監査基準第 7 条第 1 項の規定により、令和 2 年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査の実施に当たっては、監査の効率化及び重点化の観点から重点監査事項を設定するとともに、地方自治法の改正により本年 4 月から知事に求められている内部統制制度の整備及び運用の取組状況を踏まえ、監査の対象に係るリスクの内容及び程度にも留意しつつ、監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 重点監査事項

財務事務において特別に注意・検討が必要な事項及び適正な事務執行の確保のために確認が必要な事項を以下のとおり選定し、重点的に監査を行うものとする。

(1) 財務事務について

ア 収入未済の債権管理等について

普通会計、公営企業会計に係る収入未済は依然として多額にのぼっており、歳入の確保だけでなく県民負担の公平性という観点からも、解消に向けた取組を進める必要がある。

そこで、行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、適正な債権管理の手續等が講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われていることを確認する。公営企業会計における破産更生債権等については、その管理状況を確認する。

イ 工事の執行について

公共工事等は、社会資本の整備を目的としたものであり、適正な執行がされない場合には、県財政だけでなく、県民生活へ及ぼす影響が懸念される。

そこで、契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認する。また、施行時期の平準化の取組状況とともに、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

ウ 契約事務について

契約事務は、行政運営における重要かつ基本的な事務処理であり、公平性・透明性・経済性の観点からも、関係法令等を遵守し、適正かつ円滑に実施していくことが求められる。

そこで、契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

エ 財産の管理等について

県が保有する財産は、県民から負託された重要な資産であり、その取得、使用、管理及び処分について適正に行うことが求められる。

そこで、財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

（２）適正な事務執行の確保について

県政に対する信頼確保のためには、適正な事務執行が求められるが、個人情報への漏えい等県民生活に影響が懸念される事例のほか、支出負担行為や調定の遅延等の事務処理のミスが多く認められている状況にある。

そこで、以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数での確認や事務進捗管理等の徹底

３ 実施方法等

（１）定期監査

ア 対象期間は原則令和２年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、普通会計・公営企業会計ともに、重点監査事項及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。

ウ 監査対象機関は、令和２年４月１日現在の４８６機関とし、実施方法・実施体制は、表１のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

（２）随時監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査（テーマ型）

事務の執行について、監査委員が必要と認めるものを対象に、監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則令和元年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- ①県の出資比率が25%以上の出資法人
- ②県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

ウ 監査対象団体数及び監査の実施方法・実施体制は、表2のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(5) 決算審査

ア 普通会計

令和2年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

令和2年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、以下のとおりとする。

- ・会計管理者所管の一般会計、18特別会計及び21基金
- ・公営企業管理者所管の4特別会計、1基金及び企業局共通勘定
- ・知事所管の1特別会計（令和2年度会計から公営企業会計に移行した下水道事業）

エ 実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。

オ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(6) 例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施する。
- イ 検査対象は、決算審査と同様とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、3月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(7) 基金運用状況審査

- ア 令和2年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

- ア 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として審査を実施する。
- イ 対象会計及び実施方法・実施体制は、決算審査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) 内部統制評価報告書審査

- ア 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施する。
- イ 審査対象は財務に関する事務とし、実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

4 監査日程等

監査等の目的及び規模に応じて、監査等の具体的な日程、担当する監査委員等を、月間の監査等計画で定める。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別類			実 施 時 期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	令和３年８月	令和３年９月
		公営企業会計	令和３年７月	
	出先機関		令和２年９月～令和３年７月	令和２年１２月、 令和３年２月・６月・９月
財政的援助団体等監査			令和２年９月～令和３年３月	令和２年１２月、 令和３年２月・６月
決算審査	普通会計		令和３年８月	令和３年９月
	公営企業会計		令和３年７月	
例月出納検査			毎月２５日とし、当該日以外に 実施する必要がある場合は、月 間の監査等計画で定める日	令和２年１２月、 令和３年２月・６月・９月
基金運用状況審査			令和３年８月	令和３年９月
健全化判断比率等審査			令和３年８月	令和３年９月
内部統制評価報告書審査			令和３年８月	令和３年９月

6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報掲載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表を行う。

また、講じた措置の内容についても同様に公表を行う。

7 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、措置状況の報告を速やかに求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

表1 定期監査の監査対象機関数及び実施方法・実施体制

区 分		監査対象 機 関 数	実 施 方 法		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	1 0 8	1 0 8	—	1 0 8
	出先機関	3 3 8	1 3 1	2 0 7	3 3 8
	計	4 4 6	2 3 9	2 0 7	4 4 6
公 営 企 業 会 計	本 庁	1 4	1 4	—	1 4
	出先機関	2 6	1 7	9	2 6
	計	4 0	3 1	9	4 0
合 計	本 庁	1 2 2	1 2 2	—	1 2 2
	出先機関	3 6 4	1 4 8	2 1 6	3 6 4
	計	4 8 6	2 7 0	2 1 6	4 8 6

実施体制：本庁の実地監査は、原則、監査委員全員により実施する。

出先機関の実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※やむを得ない事情により変更する場合がある。

※本庁の下水道課は、普通会計と公営企業会計の両方に属するため両方で計上している。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び実施方法・実施体制

区 分	監査対象 団 体 数	実 施 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	3 2	2 4	8	3 2
私立高等学校	3 3	6	7	1 3
その他の援助 (補助) 団体	1 3	1	0	1
指 定 管 理 者	1 5	3	0	3
計	9 3	3 4	1 5	4 9

実施体制：実地監査は、原則、監査委員2名により実施し、書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※やむを得ない事情により変更する場合がある。